

第4次静岡市総合計画策定に係る庁内策定会議設置要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、関係部局の協議及び調整のもとに、第4次静岡市総合計画の案（以下「計画案」という。）を作成するため、庁内策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画案の作成に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画案の策定に関し市長が必要があると認める事項

(組織)

第3条 策定会議は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は市長の職にある者を、副会長は副市長の職にある者2人を、会員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長)

第4条 会長は、策定会議の会務を総理し、会議を代表する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定会議の会議は、会長が招集する。

- 2 策定会議は、会員（副会長を含む。次項において同じ。）の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 策定会議は、第2条各号に掲げる所掌事項に関して、詳細な調査等を進めるために、必要があると認めるときは、策定会議に部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 策定会議の庶務は企画局企画課において処理するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

職 名
教育長
公営企業管理者
市理事
連携調整監
危機管理統括監
総務局長
企画局長
デジタル統括監
財政局長
市民局長
葵区長
駿河区長
清水区長
観光交流文化局長
環境局長
保健福祉長寿局長
子ども未来局長
経済局長
都市局長
建設局長
会計管理者
消防局長
上下水道局長
教育局長
選挙管理委員会事務局長
人事委員会事務局長

監査委員事務局長
農業委員会事務局長
議会事務局長
保健衛生医療統括監
海洋文化都市統括監
農林水産統括監